資料1

第 10 期東郷町高齢者福祉計画（骨子案）

1　計画の位置づけ

第 10 期東郷町高齢者福祉計画（以下「本計画」という。）は、「老人福祉法」第 20 条の８に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「老人福祉計画」と、「介護保険法」第 117 条に基づき策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

また、令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第 13 条に基づき策定する「認知症施策推進計画」を包含するものとします。

また、東郷町（以下「本町」という。）の最上位計画である「第６次東郷町総合計画」や福祉分野の上位計画である「第２次東郷町地域福祉グランドデザイン」をはじめ、本町における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を図ります。

2　計画の期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

■計画の期間

（年度）

令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031	令和 14 2032	…	令和 22 2040	…
第9期計画			**第 10 期計画**			第 11 期計画					
	●団塊の世代が 75 歳以上									●団塊ジュニア世 代が65歳以上	

3　第10期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント（案）等

本計画は、国から示された基本指針を踏まえて施策を推進します。

○介護サービス基盤の計画的な整備

・2040年度を見据えた介護保険事業（支援）計画の策定

・地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

○地域包括ケアシステムの深化

・総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進

・頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進

・認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

・災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

・介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実

※第 135 回社会保障審議会介護保険部会資料より抜粋

4　分野別の現状と課題

令和７年度に実施した各種調査やこれまでに庁内で検討し抽出した地域課題、国の基本指針等を踏まえ、現状と課題を整理しました。本計画では、以下を踏まえて施策の検討を行います。

■現状と課題

分野	新計画立案に向けた現状	課題
1 **予防**	・地域活動の担い手不足 ・地域活動を知らない住民が多い ・参加している層がいる一方で地域とのつながりを持たない住民が一定数存在し、孤立のリスクがある ・専門職（リハビリ・栄養）活用の不足 ・男性の社会参加機会の不足	**●地域活動等の周知強化** **●地域活動とボランティア活動への参加促進** **●民間企業など多様な主体の活用** **●総合事業の柔軟な運用**
2 **生活支援**	・見守り・互助体制の希薄化 ・災害時支援への不安 ・住民への周知不足と情報格差	**●互助意識の醸成** **●災害時の支援体制の整備** **●福祉と生活に関する情報提供の充実**
3 **医療・介護**	・医療・介護職間の情報共有が十分に行われていない ・ＡＣＰ（人生会議）への対応力不足	**●医療介護の連携と顔の見える関係づくり** **●専門職への研修を含めたＡＣＰ（人生会議）の推進**
4 **認知症支援**	・認知症の人が地域で尊重され、望む生活が送れているという実感が低い ・見守りネットワークの広がりが限定的 ・認知症の人の支援ニーズと担い手を結びつけるマッチング機能の不足 ・認知症の人や家族の意見を反映させる仕組みや社会参加する機会の不足	**●認知症の正しい理解の促進** **●相談窓口の周知強化** **●早期対応と支援体制の充実** **●認知症の人や家族の意見の反映** **●当事者の社会参加の推進**
5 **支援体制**	・ケアマネジャーの業務過多と孤立化 ・介護・看護人材の深刻な不足と離職 ・地域課題の複雑化・複合化 ・孤立・支援困難世帯の存在 ・地域資源および相談窓口の周知不足	**●インフォーマルサービスの把握と周知強化** **●人材の確保と定着** **●住民主体の地域づくりの推進** **●身寄りのない高齢者への切れ目のない支援の強化** **●困難ケースへの対応支援** **●相談窓口の周知強化**
統計データからみる現状	・少子高齢化の進行 ・2035 年にかけて 85 歳以上人口が増加する人口構造 ・要介護認定率は上昇傾向。国・県平均を下回っているものの、県に追いつきつつある。 ・近年、軽度者（要支援１・２、要介護１の認定がある人）の割合が５割を占めている。 ・高齢者単独世帯は増加傾向。今後も増加する見込み。	

5　計画の構成（案）

第９期計画の構成を踏襲し、作成します。

■計画の構成（案）

項目	主な掲載内容
第１章　計画の策定にあたって	・計画策定の趣旨 ・計画の位置づけ、期間、策定体制　等
第２章　本町の高齢者を取り巻く状況	・統計データ（人口、世帯の状況等） ・介護保険事業に関するデータ ・アンケート調査結果の抜粋 ・第９期計画の実施状況　等
第３章　計画の基本的な考え方	・基本理念、基本目標、施策体系
第４章　分野別の具体的な取組方針	・分野（基本目標）ごとの具体的な事業及びその内容 ・目標指標　等
第５章　介護保険事業の見込み	・高齢者人口・要介護認定者数の推計 ・介護保険サービスの量の見込み、給付費の推計 ・第 10 期における保険料　等
第６章　計画を円滑に進めるために	・計画の推進体制　等
資料編	・策定過程、用語解説　等

6　計画の基本的な考え方（案）

（１）基本理念

本町では、第９期東郷町高齢者福祉計画において「いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう」を基本理念に掲げ、高齢者施策を推進してきました。

団塊の世代がすべて後期高齢者となり、要介護認定者数やひとり暮らし等で支援を必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれています。一方、社会情勢の変化に伴う地域コミュニティの希薄化が懸念される中、身近な地域における外出機会や社会参加の促進、地域活動の持続的な活性化、多様なつながりの創出に引き続き取り組んでいくことが求められています。また、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを進めるため、地域包括ケアシステムのさらなる推進も重要な課題となっています。

そこで本計画においても、第９期計画の基本理念を継承し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる、支え合いのまちづくりを推進します。

■基本理念

いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう

（２）施策の体系

第９期計画の施策体系をベースとし、取組を中心に見直しを行います。

■基本目標及び基本施策（案）

第９期	第 10 期　（案）
１ 健康づくりと介護予防の推進＜予防＞ （１）健康づくり・疾病予防の推進 （２）生きがいづくりと社会参加の促進 （３）介護予防と日常生活支援の充実 （４）地域における介護予防の推進 （５）担い手の養成	１ 健康づくりと介護予防の推進＜予防＞ （１）健康づくり・疾病予防の推進 （２）生きがいづくりと社会参加の促進 （３）介護予防と日常生活支援の充実 （４）地域における介護予防の推進 （５）**地域における**担い手の養成
２ 高齢者の生活を支える環境の充実＜生活支援＞ （１）在宅生活を支える生活支援の充実 （２）災害・感染症への備え （３）生活情報の提供 （４）高齢者の権利擁護 （５）見守り活動の推進	２ 高齢者の生活を支える環境の充実＜生活支援＞ （１）在宅生活を支える生活支援の充実 （２）災害・感染症**対策の推進** （３）生活情報の提供**と周知** （４）高齢者の権利擁護**の推進** （５）見守り活動の推進
３ 安心して暮らせる支援の充実＜医療・介護＞ （１）在宅要介護者と家族介護者の支援 （２）在宅医療・介護連携の推進 （３）認知症の正しい理解の促進 （４）認知症の早期対応・早期支援に向けた体制整備	３ 安心して暮らせる支援の充実＜医療・介護＞ （１）在宅要介護者と家族介護者への支援 （２）在宅医療・介護連携の推進 **４ 認知症の人や家族の自分らしい暮らしを支える環境の充実＜認知症支援＞【認知症施策推進計画】** （１）認知症への理解**と認知症の人の社会参加の推進** （２）認知症の早期対応・早期支援に向けた体制整備 （３）**認知症の人と家族の地域生活を支える環境の充実**
４ 地域包括ケアを支える体制の強化＜支援体制＞ （１）支え合いの体制づくり （２）介護サービスの適正化と質の向上 （３）専門職の人材育成と介護人材の確保 （４）充実した地域包括支援センター機能の確保	５ 地域包括ケアを支える体制の強化＜支援体制＞ （１）支え合いの体制づくり （２）介護サービスの適正化と質の向上 （３）専門職の人材育成と介護人材の確保**及び生産性の向上** （４）地域包括支援センターの**体制整備**と機能**強化**